

令和 8 年 度

簡易水道事業特別会計予算書

沖繩県与那国町

議案第 13 号

令和 8 年度 与那国町簡易水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度与那国町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1,026戸
(2) 年間総配水量	474,500m ³
(3) 一日平均給水量	1,300m ³
(4) 主な建設改良事業	管路建設工事 228,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

第1款 簡易水道事業収益	244,269千円
第1項 営業収益	37,501千円
第2項 営業外収益	206,768千円
出	
第1款 簡易水道事業費用	217,754千円
第1項 営業費用	204,800千円
第2項 営業外費用	6,454千円
第3項 特別損失	1,500千円
第4項 予備	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,482千円は当年度損益勘定留保資金34,432千円及び利益剰余金処分額28,138千円で補填するものとする。)

第1款 資本的収入	231,850千円
第1項 企業補助金	83,300千円
第2項 補助金	148,410千円
第3項 負担金	140千円
出	
第1款 資本的支出	294,420千円
第1項 建設改良費	232,420千円
第2項 企業償還金	62,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
与那国駐屯地周辺水道整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	千円 605,723

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 83,300	証書借入	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし町財政の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項目の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,244千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、140,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち28,138千円は、次のとおり処分するものとする。

資本的収支不足額に対する補てん財源 28,138千円

令和 8 年 3 月 9 日 提 出

沖縄県与那国町長 上地 常夫